

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1147号

2022年（令和4年）8月15日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

図書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンスの補助執行並びに
図書館資料の広域利用に関する事務の補助執行に係るコンピ
ュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）7月28日付けで諮問（第1147号）された図
書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンスの補助執行並びに図書館資料の広
域利用に関する事務の補助執行に係るコンピュータ処理について、次のとお
り答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。
以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行う
ことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処
理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、市民図書館を4箇所、各市民センター・公民館内に市民
図書室を11箇所設置しており、「いつでも、どこでも、だれでも、な
んでも」をモットーに充実した図書館サービスを利用者に提供するた
め、温かく質の高い窓口サービス等を行うことを基本とした運営に努
めている。

図書館の自由に関する宣言は「図書館は、基本的人権のひとつとし
て知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要
な任務とする。」としている。また、読書バリアフリー法（視覚障害者
等の読書環境の整備の推進に関する法律）は「視覚障害者等の読書環
境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわら

ず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。」としており、すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有しており、この権利を社会的に保障することは、知る自由を保障することであり、図書館は、まさにこのことに責任を負う機関であると考えらる。

本市では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2020年（令和2年）4月から2か月間ほど市民図書館・市民図書室を休館・休室したことにより、読書機会が失われるという結果になっており、現在、市民図書館・市民図書室に来ることができない者や障がい者等が利用しやすい、いつでもどこでも読書ができる電子図書サービスの導入が求められている。

また、近年、生活環境の変化や様々なメディアの発達・普及等を背景として、国民の読書離れが指摘されており、特に高校生年代に読書離れの傾向が見られ、対応策として、ふじさわ子ども読書プラン2025（第4次藤沢市子ども読書活動推進計画）において、普及が進むスマートフォン等を利用した電子図書の利活用を計画に位置付けた。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症による市民図書館・市民図書室の閉鎖や利用制限等の影響がなく、市民図書館・市民図書室に来ることができない者等が、場所及び時間を気にすることなく読書の機会が確保できる新たな施策として電子図書サービスを導入することから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 図書館サービス概要

ア 契約方法

紙と電子のコンテンツ（電子書籍）をシームレスに検索等できる環境が必要であるため、図書館情報システムで利用しているMARC（書誌データ）や多くの図書館用コンテンツ等を提供している株式会社図書館流通センターの電子図書館サービス「LibrariE&TRC-DL」を選定し、サービス利用契約を結ぶ。

イ システムの構成

インターネットを利用したクラウド型システムであり、国内のデータセンター（所在地等は非公表）にて管理されている。

なお、図書館情報システムとは独立しており、利用者情報等の連携等を行わない。

ウ 利用者

(ア) 対象

藤沢市図書館の利用登録をしている者のうち藤沢市在住、在勤、

在学の者

(イ) 利用環境

利用者自身が用意した、動作要件（OS、ブラウザ）を満たした端末（PC、タブレット、スマートフォン等）を使用する。

藤沢市図書館の利用登録をした利用者は、図書館カードを作成した際に付与される利用者ID（図書館カード番号）及び電子図書サービス用のパスワードで電子図書サービスにアクセスすることで、利用することができる。

エ コンテンツ（電子書籍）

(ア) 商用コンテンツ

本サービス用に許諾された商用コンテンツの中から選書したものを購入する。

(イ) 独自資料

独自資料用ストレージ容量の範囲で、本市が発行している資料（図書館だより等）や許諾が得られた地域資料等を掲載する。

(3) コンピュータ処理を行う必要性

電子図書サービスの導入により、利用者の利便性を向上させるとともに、図書館サービスの拡充及び業務の効率化を図ることができるものであり、多くの情報を迅速かつ正確に処理するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

(4) 新たにコンピュータ処理を行う個人情報

ア 利用者ID

イ 生年月日（初期パスワード用）

ウ 個人用パスワード

エ 利用登録日

オ 利用有効期限

カ 予約情報（書名、著者名、出版社名等）

キ 貸出情報（書名、著者名、出版社名、貸出日、返却期限等）

(5) 安全対策

ア 電子図書サービスの安全対策

(ア) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用が許諾されており、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であるとの評価を得ている。

(イ) インターネットからの不正アクセス排除するため、ファイアウォールを設置し、システム利用目的以外のアクセスを制御し、技術的に保護している。

(ウ) ソフトウェアアップデート・パターンファイル更新については、

定期的に実施している。

- (エ) コンピュータ・ウイルス対策のソフトウェアを導入し、常にソフトウェアが最新版に更新されるようにしている。
- (オ) 資料を貸し出す際に貸出処理を行うことによって、貸出情報（書名、貸出日、返却期限等）のレコードが作成されるが、資料返却後は当該レコードが削除され、システムに記録は残らない。
- (カ) 個人用パスワードについては、利用者本人が設定を行うものであり、設定されたパスワードはシステムに保管されるが、職員が閲覧することはできない。
- (キ) 藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市情報セキュリティポリシー、藤沢市情報システム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守するとともに藤沢市図書館情報セキュリティポリシーに基づく運用を実施し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

イ 本市の安全対策

- (ア) 電子図書サービスを利用する職員は、交付された I D 及びパスワードを用いてログインする。
- (イ) 交付された I D 及びパスワードの利用は、所属長に使用を許可された職員に限定する。
- (ウ) 人事異動の都度、I D 及びパスワード管理の徹底をするとともに定期更新を行う。
- (エ) 電子図書サービスにログインする端末は、各市民図書館の執務室内の端末に限定し、利用する端末はワイヤーロックで施錠する。
- (オ) 紙に出力したデータについては、鍵のかかるキャビネット等で管理し、使用終了後は執務室内でシュレッダー等により確実に速やかに廃棄する。
- (カ) 取り扱うすべての情報に対し、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失及び漏えい等が行われないよう管理をする。
- (キ) 定期的に会議や研修会を行い、守秘義務等個人情報保護について周知徹底を図っている。

(6) 実施時期

2022年（令和4年）9月以降

(7) 添付資料

- ア 電子図書サービス利用の流れ
- イ 電子図書サービス月額利用契約書（案）
- ウ 藤沢市図書館情報セキュリティポリシー（案）
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

電子図書サービスの導入により、利用者の利便性を向上させるとともに、図書館サービスの拡充及び業務の効率化を図ることができるものであり、多くの情報を迅速かつ正確に処理するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)のア及びイにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 電子図書サービスの安全対策

(ア) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置

ア(ア)、

(イ) ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置

ア(イ)

(ウ) サービスを継続させるための措置

ア(ウ)

(エ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ア(エ)

(オ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

ア(オ)

(カ) 情報の漏えいを防止するための措置

ア(カ)

(キ) 日常的な安全対策

ア(キ)

イ 本市の安全対策

(ア) システムの不正アクセスを防止するための措置

イ(ア)

(イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

イ(イ)

(ウ) 日常的な安全対策

イ(ウ)、イ(エ)、イ(オ)、イ(カ)、イ(キ)

(エ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

イ(オ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると

認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、受託者の安全対策の万全性について、本市において確認する方法を検討することを要望する。

以 上